

菊川市災害廃棄物処理計画の概要

令和4年2月改訂
(平成29年10月策定)

◇ 災害廃棄物処理計画とは

菊川市災害廃棄物処理計画は、巨大災害によって発生するがれき等の災害廃棄物や避難所等から発生する生活ごみ及びし尿を、4R (Refuse Reuse Reduce Recycle)の原則に基づき、どのように適正に処理するかを定めたもの。なお、地域防災計画や被害想定が見直された場合や、災害廃棄物に係る現況の変化などの状況に合わせ、追加・修正を行う。

◇ 災害廃棄物処理方針

- ・ 4Rを推進し、できるだけ再資源化率を上げ、最終処分量を減らすことを目標とする
- ・ 処理期間は3年間を目標とする
- ・ 処理に当たっては、広域処理や産業廃棄物処理業者等の活用を検討する

◇ 主な改定点

- ・ 近年の災害をもとに平時、応急対応期、復旧復興期に必要なことを具体化
- ・ 必要衛生資材の具体化及びリストアップ
- ・ 災害時の住民への広報を具体化

◇ 対象とする廃棄物

(災害によって発生)

種類	備考
可燃物/可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
不燃物/不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂(土砂崩れにより崩壊した土砂等)などが混在し、概ね不燃系の廃棄物
小型家電/その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電製品(家電4品目を除く)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
廃家電(4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
コンクリート殻等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など

種類	備考
有害廃棄物/危険物	石棉含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
廃自動車等	自然災害により使用できなくなった自動車、自動二輪等
その他、適正処理が困難な廃棄物	※処理するためには所有者の意思確認が必要となる。

(被災者や避難者の生活に伴い発生)

種類	備考
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済み簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出されるくみ取りし尿

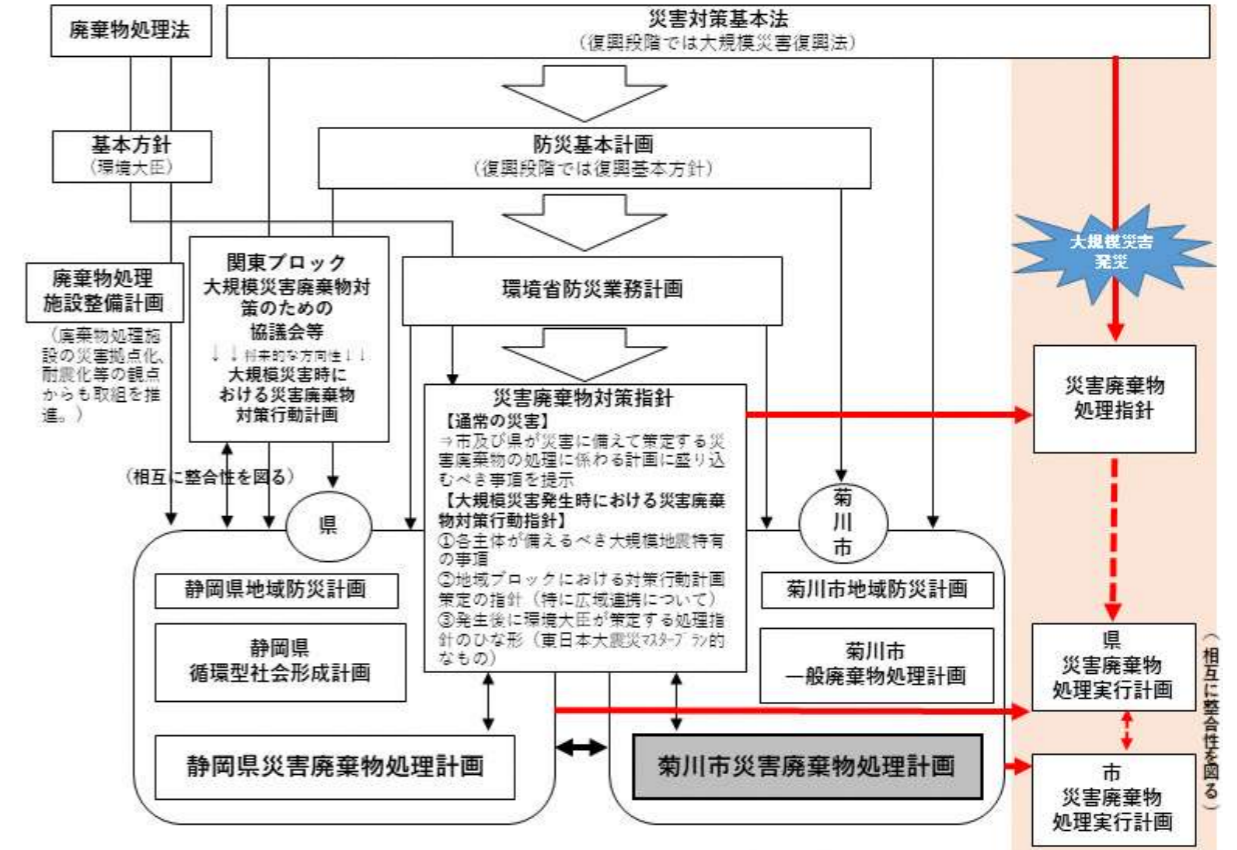
※ 放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としない。

◇ 本市の被害想定 [県第4次被害想定(平成25年6月)]

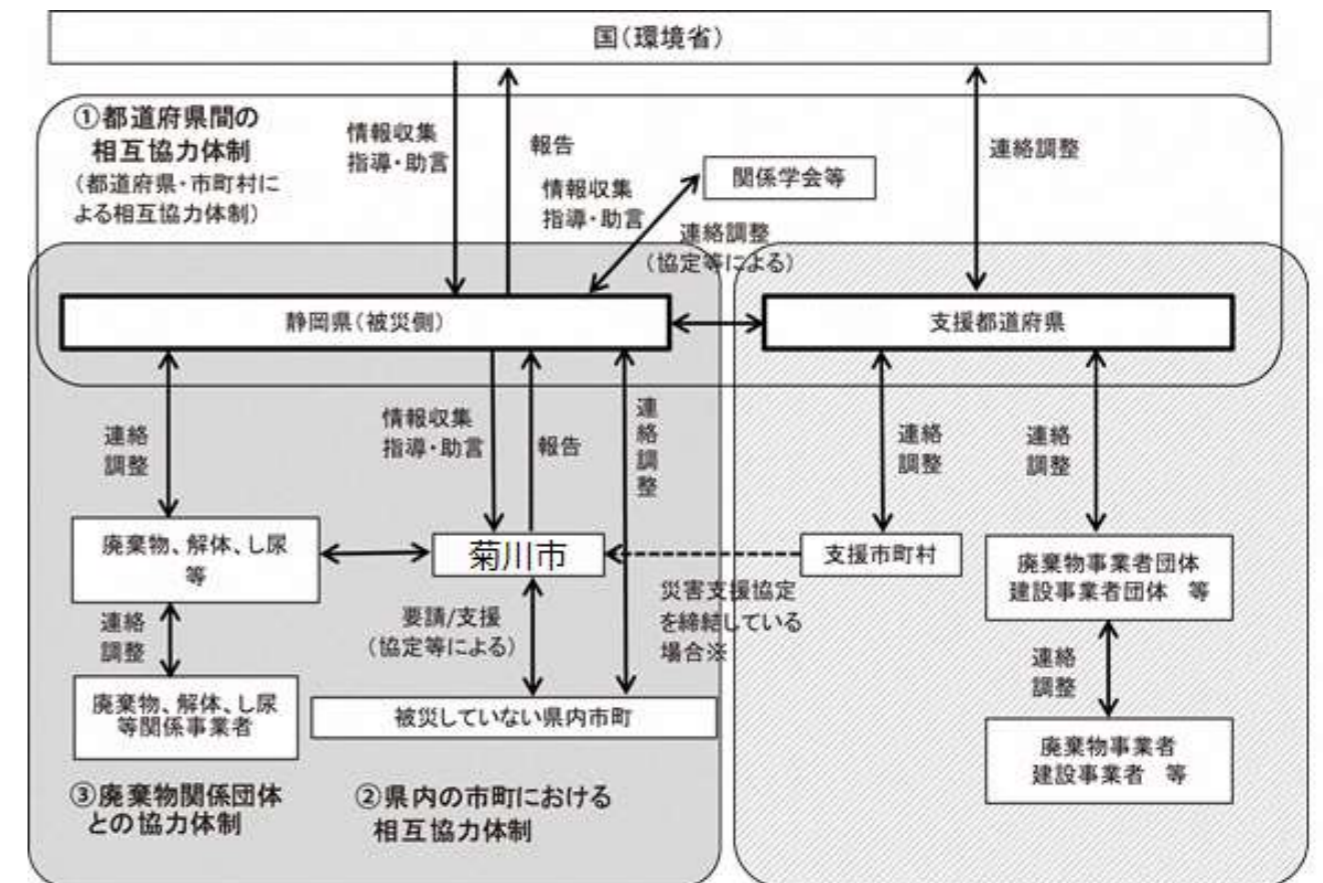
レベル1(東海地震等)	レベル2(南海トラフ巨大地震)
震度: 6弱~7	震度: 6強~7
液状化面積(可能性大): 約4.6km ²	液状化面積(可能性大): 約5.3km ²
急傾斜地危険箇所Aランク: 360箇所	急傾斜地危険箇所Aランク: 360箇所
建物の倒壊(全壊): 約3,300戸 [22%]	建物の倒壊(全壊): 約8,900戸 [59%]
災害廃棄物発生量: 44万3千t (386,000m ³)	災害廃棄物発生量: 115万t (1,009,000m ³)

- ・ [] 内の率は全体に対する割合。
- ・ レベル2被害想定は最も被害の深刻な想定となる地震動(東側ケース)を採用した。

◇ 菊川市災害廃棄物処理計画の位置づけ



◇ 県内及び県外との協力支援体制



◇ **本市の災害廃棄物仮置場の状況**

本市の仮置場の確保状況及び必要面積は以下の通り。

仮置場候補地面積	約 16 万 1 千㎡ (13 箇所)
-----------------	----------------------------

・仮置場候補地面積及び箇所数は令和4年2月現在

レベル1 (東海地震等)	レベル2 (南海トラフ巨大地震)
必要仮置場面積 (確保目標) : 約 15 万 8 千㎡ (一次)	必要仮置場面積 (確保目標) : 約 41 万㎡ (一次)

- ・レベル2被害想定は最も被害の深刻な想定となる地震動 (東側ケース) を採用した。
- ・仮置場必要面積は、積み上げ高さ:2.5m (最大5m以下)、作業スペース割合:0.5 (廃棄物置場に対する車両走行・分別等の作業スペースの割合) にて算定。
- ・必要仮置場面積において、がれき等は継続して発生し、また順次処理していく計画であるため、必要面積のすべてを確保する必要はなく、本計画では50%を確保目標としている。

◇ **災害廃棄物処理の流れ** (出典: 災害廃棄物対策指針 環境省より作成)

下記に災害発生後、市が取り組むべき業務や役割を、初動期、応急対応期、復旧・復興期の時系列で整理した。これは本計画の全体像でもある。

▼災害廃棄物処理(災害によるがれき等の廃棄物)

区分 (目安)	初動期 (~3日後)	応急対応期(前半) (~3週間後)	応急対応期(後半) (~3か月後)	復旧・復興期 (~3年程度)
自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携			
発生量 実行計画 処理方針 処理フロー 処理スケジュール	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始	災害廃棄物の発生量・処理可能量の推計 (必要に応じて見直し) 実行計画の策定・見直し 処理方針の策定 処理フローの作成・見直し 処理スケジュールの検討・見直し		
収集運搬	片付けごみ回収方法の検討 住民、ボランティアへの情報提供 (分別方法、仮置場の場所等) 収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携 収集運搬の実施		広域処理する際の輸送体制の確立	
解体・撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去 (関係部局との連携)	倒壊の危険のある建物の優先撤去 (設計、積算、現場管理等を含む) (関係部局との連携)		撤去 (必要に応じて解体) が必要とされる損害家屋等の撤去 (必要に応じて解体) (設計、積算、現場管理等を含む)
仮置場	仮置場必要面積の算定 受入に関する合意形成 仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策		仮置場の集約	仮置場の復旧・返却
環境対策、モニタリング、火災対策	仮置場環境モニタリングの実施 (特に石綿モニタリングは、初動時に実施する。実施は環境保全担当と連携)	悪臭及び害虫防止対策		
有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮	所在・発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、トリクロロエチレン、フロンなどの優先的回収		
破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分	腐敗性廃棄物の優先的処理 既存施設 (一般廃棄物・産業廃棄物を活用した破碎・選別・中間処理・再資源化・最終処分) 処理可能量の推計		広域処理の必要性の検討 仮設処理施設の必要性の検討 仮設処理施設の設置・管理・運営	処理施設の解体撤去
進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価			
各種相談窓口の設置 住民等への啓発広報	解体家屋等の撤去 (必要に応じて) 等、各種相談窓口の設置 (立ち上げは初動期が望ましい)		相談受付、相談情報の管理	
	住民等への広報・啓発			

▼一般廃棄物処理(生活ごみ及びし尿)

区分 (目安)	初動期 (~3日後)	応急対応期(前半) (~3週間後)	応急対応期(後半) (~3か月後)	復旧・復興期 (~3年程度)
避難所ごみ等 生活ごみ	ごみ焼却施設の被害状況の把握、安全性の確認 稼働可能炉等の運転、災害廃棄物緊急処理受入 補修体制の整備、必要資機材の確保 補修・再稼働の実施 収集方法の確立・周知・広報 収集状況の確認・支援要請 生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保 収集運搬・処理体制の確保 処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定 収集運搬・処理・最終処分			
仮設トイレ等 し尿	仮設トイレ (簡易トイレを含む)、消臭剤や脱臭剤等の確保 仮設トイレの必要数の把握 仮設トイレの運搬、し尿の汲取り 運搬計画の策定 収集状況の確認・支援要請 仮設トイレの設置 し尿受入施設の確保 (設置翌日からし尿収集運搬開始: 処理、保管先の確保) 仮設トイレの管理、し尿の収集・処理			避難所の閉鎖、下水道の復旧等に 伴い撤去

◇ **災害廃棄物の処理フロー**

